

D 4 - 1 6
5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)

F N . D 4 - 1 - 2
鹿 免 管 第 3 0 0 3 号
鹿 交 企 第 9 8 号
鹿 交 指 第 4 0 号
令 和 7 年 4 月 2 4 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 免許登録係 TEL [REDACTED]

自衛隊法及び自衛隊法施行令の一部改正について（通達）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の16第3項の規定に基づく自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第160条第1項及び第2項において規定する防衛出動命令及び防衛出動待機命令（以下「防衛出動命令等」という。）を受けた自衛隊員（以下「隊員」という。）が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新についての特例については、「自衛隊法施行令等の一部を改正する政令の施行について（通達）」（平成16年2月10日付け鹿免管第307号ほか。以下「旧通達」という。）により、趣旨、内容及び留意事項を定めているが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正道交法」という。）の一部及び道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号。以下「整備政令」という。）の施行に伴う自衛隊法及び自衛隊法施行令の一部改正に伴い、下記のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年4月24日から施行し、旧通達は令和7年4月23日限り廃止する。

記

- 1 防衛出動命令等を受けた隊員の運転免許証又は免許情報記録の有効期間の特例
 - (1) 趣旨

防衛出動命令等を受けた隊員は、任務遂行のため法的に拘束され、運転免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新を受けることができない場合があるが、免許証等が失効し、隊員が自動車等を運転することができないときには、自衛隊の任務遂行に支障が生ずるおそれがあることから、このような隊員の免許証等については、本来の有効期間の末日が経過した後においても有効なものとするよう、免許証等の有効期間を定めた改正道交法による改正後の道路交

通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第95条の6第1項及び第2項の規定の特例が設けられている。

(2) 内容

防衛出動命令等を受けた隊員の免許証等のうち、更新期間の初日が徵収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日（以下「解除日」という。）以前であるものの有効期間は、解除日から起算して2月を経過する日までの期間とすることとされている（整備政令による改正後の自衛隊法施行令（以下「隊法施行令」という。）第160条第1項）。

(3) 留意事項

(2)の特例の適用を受ける免許証等を有する隊員が、隊員の身分を失ったり、防衛出動命令等を下命されていない部隊に異動するなどの理由により、防衛出動命令等を受けていた者はなくなりた場合は、当該現に防衛出動命令等を受けていた者でなくなった日が解除日と解されることとなる。

2 防衛出動命令等を受けた隊員の免許証等の有効期間の更新の特例

(1) 趣旨

1の特例の適用を受ける免許証等の有効期間に係る更新期間の特例を設けるとともに、当該免許証等の有効期間の更新を受けようとする者が申請時に防衛出動命令等を受けていた期間を証明する書類を添付し、当該免許証等が特例の適用を受けること、及び特例の更新期間内の申請であることを証明することとするよう、免許証等の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）の申請について定めた法第101条第1項の規定の特例（読み替規定）が設けられている。

(2) 内容

隊法施行令第160条第1項の規定の適用を受ける免許証等の更新については、解除日を更新期間の初日とするとともに、更新申請書の提出の際、防衛出動命令等を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない（隊法施行令第160条第2項）。

(3) 留意事項

ア 隊法施行令第160条第2項により読み替えた法第101条第1項の規定により免許証等の更新を申請した者について、運転者区分の判定のために運転歴をさかのぼる起点となる日は、整備政令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の7第1項第1号の規定により、更新前の免許証等の有効期間が満了する日（解除日から起算して2月を経過する日）の直前のその者の誕生日前40日前とする。

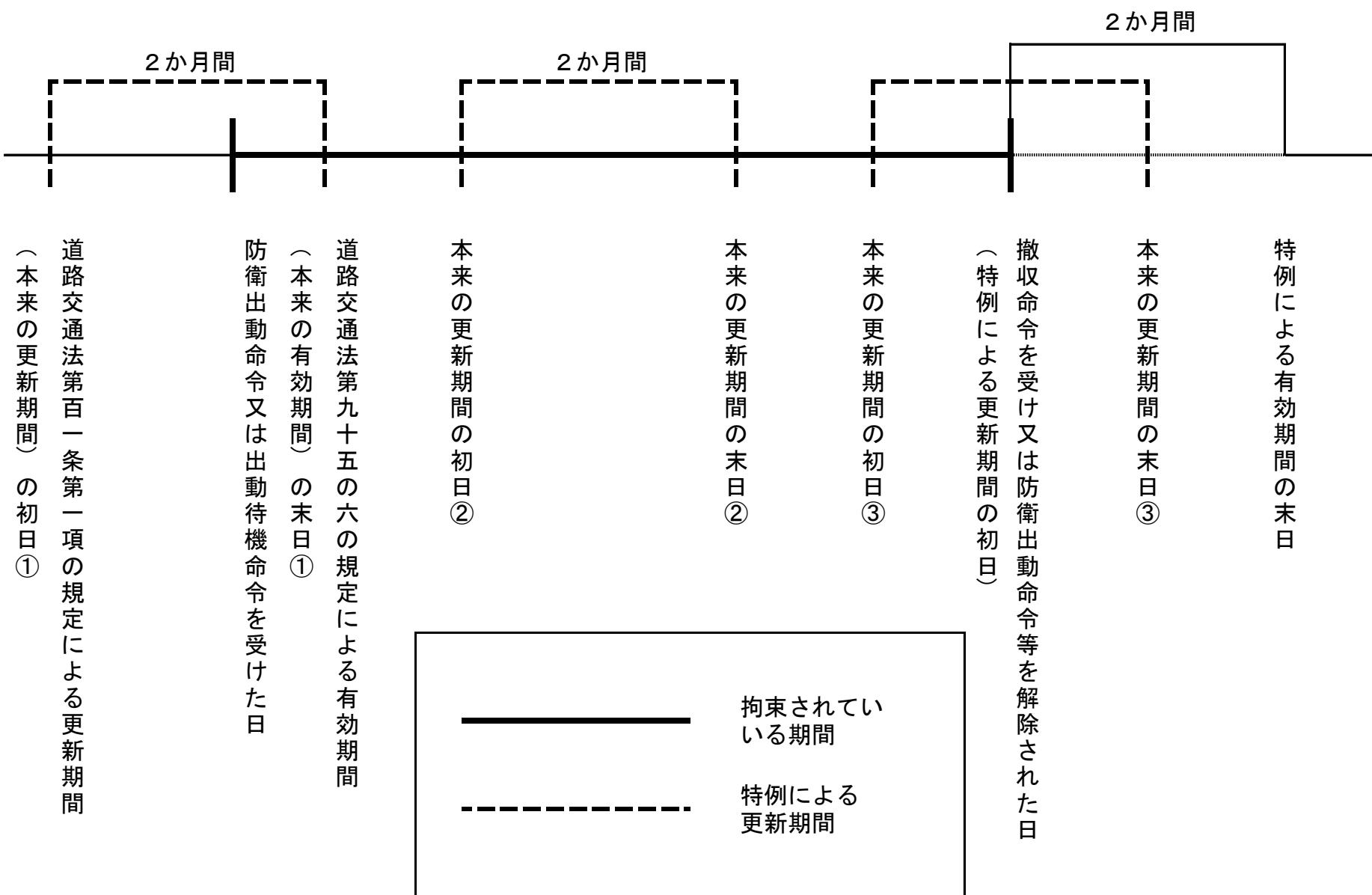
イ アの更新を申請した者について、更新後の免許証等の有効期間の末日は、法第95条の6第1項の規定により、更新前の免許証等の有効期間が満了する日（解除日から起算して2月を経過する日）の後のその者の3回目、4回目又は5回目の誕生日から起算して1月を経過する日とする。

3 その他

隊法施行令に規定する免許証等の有効期間等の特例の説明図については、別表のとおりである。

別表（3関係）

隊法施行令に規定する免許証等の有効期間の特例



道路交通法第一百一条第一項の規定による更新期間
(本来の更新期間) の初日①